



特定事業主は、労災認定により保険料が値上げされることを防止するために、労災認定を争う原告適格を有するか

阿部, 泰隆

(Citation)

神戸法學雑誌, 75(3-4):1-32

(Issue Date)

2026-03-25

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100502636>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100502636>



神戸法学雑誌第七十五卷第三・四号二〇二六年三月

特定事業主は、労災認定により保険料が値上げされることを防止するために、 労災認定を争う原告適格を有するか

阿部 泰隆

一 はじめに

1 紛争の経過

被用者が、労働災害にあったとして、労働者災害補償保険法（以下、労災保険法という）に基づき労働災害の認定を求め、認められると、特定事業主は、労災補償費の支出をカバーするため、いわゆるメリット制（労災保険料徴収法12条3項、徴収法という）により、労災保険料が値上げされる可能性がある。この場合に、雇用主は、労災認定申請ないしその認定は事実誤認である（業務起因性がない）と考えるとき、労災保険料の値上げを阻止するために、訴訟を提起したいと考える。

その訴訟としては、2つ考えられる。東京高判令和4年11月29日（民集78巻3号824頁）は、雇用者は、労災認定を争うことができる原告適格を有すると判断した。先に、平成29年の東京地判、東京高判は、傍論であるが、同旨の判断をしている。ところが、最判令和6年7月4日（民集78巻3号662頁、判タ1526号62頁、判時2615合併号111頁）は、これを否定する代わりに、雇用主は、労災保険料の賦課の取消訴訟を提起し、その訴訟において労災認定の違法を主張

2 特定事業主は、労災認定により保険料が値上げされることを防止するために、労災認定を争う原告適格を有するか

できるとの判断をした。筆者は、東京高裁に、意見書を提出し、参考にしていただいたつもりである。ところが、最高裁は、私見を無視し、東京高裁判決を否定した。しかし、最高裁判決には全く納得できないので、それを分析・批判する別論文（「労災認定・労災保険料の認定を巡る労働者、雇用者間の訴訟形式のあり方―最判令和6年7月4日への重大な疑問」）を執筆した（季刊労働法2026年春号（292号））。そして、この私見は無用になったのであるが、筆者としては、やはり、私見は十分な理論を提供しているつもりなので、ここで公表させていただきたい。本稿で被告というのは、国である。

2 本稿の要旨

労災認定による特定事業主の保険料アップ（いわゆるメリット制）は、特定事業主の権利を制限するので、救済制度をおくことは憲法上の要請である。特定事業主は、労災認定の名宛人ではないが、それにより保険料が増額される地位にあるので、準名宛人として、原告適格を有する。そこで、それを肯定した令和4年の東京高判は妥当である。

被告国は、労災認定が保険料増額に及ぼす影響の不確定性などを理由に、間接的・限定的などと称して、特定事業主に労災認定を争う原告適格を承認することはできないと主張するが、将来のことであれ、額が不明であれ、いずれ保険料が増額されるのであり、その原因が労災認定であれば、特定事業主にはその誤りの是正を求める権利が保障されなければならない。

労災保険法単独では権利侵害の効果がなくても、労災保険法と徴収法という2つの法律の連携によって権利侵害効果が生ずるのである。このような連携効果は医療法の減床勧告に関する最判の認めるところである。そして、権利侵害が現在確実ではなくても、相当程度の確実さがあれば、原告適格を認めることは判例である。したがって、特定事業主には、将来保険料が値上げされる可能性が高いことを理由に、労災認定に係る訴訟に当事者としてかかわることを認めるべきである。

被告は、法律は特定事業主の訴訟を想定していないといった主張をするが、

それは法律が不備だというだけである。財産権と裁判を受ける権利の保障、法治国家の観点から、制度を合理的に解釈しなければならない。

『目次』

第1 問題の所在とこれまでの判例	5
1 労災認定による特定事業主の保険料アップ（いわゆるメリット制）	5
(1) 特定事業主の保険料負担の増加	5
(2) 保険料増額の法システム	5
2 考えられる訴訟形態	6
3 ①の判例	7
(1) 昭和36年東京地判	7
(2) 最決平成13年2月22日	7
4 ②の判例	8
(1) 違法性の承継否定	8
(2) 代わりに、特定事業主に①の訴訟の原告適格を肯定	9
第2 特定事業主が労災認定を争う原告適格の理論的根拠	11
一 準名宛人の原告適格	11
1 本件は準名宛人の案件	11
2 準名宛人に関する判例	11
二 被告準備書面（5）への反論	13
1 特定事業主は準名宛人ではないとの被告主張への反論	13
2 特定事業主に労災認定に関する原告適格を認めた場合の不都合？	14
3 被告の立場への疑問	15
4 準名宛人に原告適格を認めた判例と本件との異同	16
三 特定事業主への権利侵害は間接的・限定的との被告主張について	17
1 被告準備書面（3）の主張	17
2 反論	18

4	特定事業主は、労災認定により保険料が値上げされることを防止するために、労災認定を争う原告適格を有するか	
3	被告準備書面（4）への反論	19
4	その他の論点	20
	（1）関連法令であること	20
	（2）東京地判・東京高判の位置づけ	20
四	医療法と健康保険法の連携を理由とする医療法の勧告（警告）の処分性	20
1	2つの法律の連携	20
2	医療法による減床勧告	21
3	健康保険法の申請は建物を建ててからであるが、減床勧告を受けた場合には、認められないこと	21
4	最判平成17年7月15日	22
5	争訟逃れの法システムへの対処	23
6	本件の考察	24
五	「必然的に侵害」から「相当程度の確実さをもって侵害」へ	24
1	はじめに	24
2	前記最判平成17年7月15日	24
3	最大判平成20年9月10日	26
4	最判昭和43年12月24日	26
5	本件の場合	27
六	補助参加の利益と原告適格の関係	27
1	補助参加の利益があれば、原告適格も認められること	27
2	本件の利害関係は事実上のものではなく、法的なものであること	29
第3	保険料認定取消訴訟との関係	30
1	②の訴訟において違法性の承継を否定する場合	30
2	労災保険法は特定事業主の出訴を予定していないとの被告主張の違憲性	30
3	特定事業主は労災保険料率の設定を争えないとの被告の見解は違憲	31
4	②の訴訟において違法性の承継を認める場合の①の訴訟への影響	32

『本文』

第1 問題の所在とこれまでの判例

1 労災認定による特定事業主の保険料アップ（いわゆるメリット制）

(1) 特定事業主の保険料負担の増加

被用者が労災保険法に基づき業務上災害として労災認定を受けると、徴収法12条3項（及び徴収規則18条1項、18条の2、19条、20条、別表第3）に基づくいわゆるメリット制の適用を受ける事業主（特定事業主という）は、同法19条4項により保険料を一定の範囲内で増額認定される。この制度の設計上、増額されないこともある（後記第2の二1、大阪高判平成28年11月29日判時2377号57頁）が、被告準備書面（5）28頁によれば、メリット制の存在により特定事業主が支払うべき労働保険料の増加は、最大で年額賃金総額の0.2%弱の金額の3年分ということであるが、いずれにしても、それだけの保険料の増額の可能性があるのである。

(2) 保険料増額の法システム

その制度は、非常に細かく、難しいので、最決平成13年2月22日（いわゆるレンゴー事件。判時1745号144頁、判タ1058号119頁、労働判例806号12頁、「以下、平成13年最決」という）を借りて説明すると、「徴収法12条3項によると、同項各号所定の一定規模以上の事業については、当該事業の基準日以前3年間における『業務災害に係る保険料の額に第1種調整率を乗じて得た額』に対する『業務災害に関する保険給付の額に業務災害に関する特別支給金の額を加えた額から労災保険法16条の6第1項2号に規定する遺族補償一時金及び特定疾病にかかった者に係る給付金等を減じた額』の割合が100分の85を超え又は100分の75以下となる場合には、労災保険率を一定範囲内で引上げ又は引き下げるものとされている。そうすると、徴収法12条3項各号所定の一定規模以上の事業においては、労災保険給付の不支給決定の取消判決が確定すると、行政事件訴訟法33条の定める取消判決の拘束力により労災保険給付の支給決定がされて保険給付が行われ、次々年度以降の保険料が増額される可能性がある。」

6 特定事業主は、労災認定により保険料が値上げされることを防止するために、労災認定を争う原告適格を有するか

というものである。

2 考えられる訴訟形態

特定事業主が、業務上災害に当たらないので、保険料増額は違法だと考える場合、いかなる救済方法があるか。

保険料の増額は不利益処分であり、労災認定と保険料の増額は上記の通り多くの場合連動しているのであるから、特定事業主は労災認定の誤りについて、少なくとも何らかの方法で争えなければならない。そして、憲法32条で保障している裁判を受ける権利は形式的に裁判がなされれば満たされるのではなく、実効的でなければならない。このことが2004年の行訴法改正の基本理念であったことは公知の事実である⁽¹⁾。そして、権利救済が実効的でなければならないというためには、権利救済のルールが実際に普通の弁護士が行使可能なほどに事前に明確でなければならない。裁判官が後から、実はこのような訴訟方法が考えられるからとして、それまでは誰も考えつかない訴訟が適法であるから、原告の選択した訴訟形式は不適法であると判断するとすれば、裁判を受ける権利を侵害する違憲である。

考えられる訴訟形態としては、

- ①-1 特定事業主が、労災認定請求の段階で争う方法として、被告労働基準監督署側に補助参加する。
- ①-2 労災認定がなされたので、その取消訴訟
- ② 労災認定に基づいて、保険料が増額算定されたときに、労災認定の違法を理由に保険料算定の違法を理由とする訴訟

これらのいずれが適切か。

この①-1では、特定事業主の補助参加資格、①-2では、特定事業主の原告適格、②では違法性の承継が論点になる。意見書の依頼を受けた本件は①-2の形式をとって提起されている。

(1) 阿部『未完の行政訴訟改革』（信山社、2020年）は国民の権利利益の実効的確保という行訴法改正の理念が不徹底だったことを批判的に検討している。

3 ①の判例

(1) 昭和36年東京地判

判例を見ると、これまで特定事業主には、労災保険給付の支給処分の取消訴訟に係る原告適格があるとは考えられてこなかった。東京地判昭和36年11月21日(判時285号29頁、労民集12巻6号1003頁)は、「使用者は労災保険を給付する旨の決定につきその災害補償事由の存否を争う法律上の利益を有しない」というものである。ただ、これは労災保険給付決定により、労災保険料が増額されるとの論点について判断したものではないので、保険料の増額を阻止するために①の訴訟を提起することについて妨げとなる判決ではない。次の平成13年最決もこの理論は認めている⁽²⁾。

(2) 最決平成13年2月22日

前記平成13年最判の原審高裁は、徴収法12条3項は、業務災害不認定取消訴訟の本案訴訟の結果により当然に保険料が増額されることを定めたものではないから、保険料増額の可能性があることをもって抗告人(特定事業主)が本件訴訟の結果について法律上の利害関係を有するということはできないと判断した。

しかし、この最決は、これを破棄し、特定事業主が労基署側に補助参加する利益を認めた。

その理由は、「労災保険給付の不支給決定の取消判決が確定すると、行政事件訴訟法33条の定める取消判決の拘束力により労災保険給付の支給決定がされて保険給付が行われ、次々年度以降の保険料が増額される可能性があるから、当該事業の事業主は、労働基準監督署長の敗訴を防ぐことに法律上の利害関係を有し、これを補助するために労災保険給付の不支給決定の取消訴訟に参加を

(2) ただし、岩出誠・労働判例820号5頁以下(2002年)は、この判決では、徴収法上のメリット制の適用を受けない中小零細企業においては参加の利益が否定されるが、疑問、安全配慮義務違反との関係に基づく法的利害関係の否定への疑問を述べるが、本稿の論旨とは必ずしも関係がないので、これ以上の言及はしない。

8 特定事業主は、労災認定により保険料が値上げされることを防止するために、労災認定を争う原告適格を有するか

することが許されると解するのが相当である。」というものである。

この差戻し審東京高決平成14年2月27日（労働判例820号12頁）は、この判決に従い、補助参加を認める決定を出した。「本件抗告人の小山工場は、徴収法12条3項各号所定の一定規模以上の事業場であると認められるから、本件抗告人は、本件本案訴訟の被告である栃木労働基準監督署長が敗訴し労災保険給付の不支給決定の取消判決が確定すると、行政事件訴訟法33条の定める取消判決の拘束力により労災保険給付の支給決定がされて保険給付が行われ、次々年度以降の保険料が増額される可能性がある」と認められる。

以上によれば、抗告人は、栃木労働基準監督署長の本件本案訴訟における敗訴を防ぐことに法律上の利害関係を有するというべきであり、これを補助するために労災保険給付の不支給決定の取消訴訟に参加をすることが許されるとするのが相当である。」

これは、特定事業主が①の訴訟を提起する原告適格を直接に認めたものではないが、それを認めることに通ずる判例である（後述第2の六）。

4 ②の判例

(1) 違法性の承継否定

②については、東京地判平成29年1月31日（判タ1442号82頁、労働判例1176号65頁、判時2371号14頁、以下「平成29年東京地判」という）は、特定事業主は保険料増額の取消訴訟を提起できるが、しかし、業務上災害支給処分の違法性を主張できない、という。

その控訴審東京高判平成29年9月21日（労働判例1203号76頁、訟務月報64巻10号1502頁、以下、「平成29年東京高判」という）はこれを維持した。

その理由は、一審判決の要旨を借りると次のようである。

(ア) 徴収法12条3項に基づくメリット制の適用を受ける事業（特定事業）の事業主は、自らの事業に関し、業務災害保険給付等に係る支給処分がされた場合、同処分の法的効果により労働保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不利益を被るおそれのある者であるから、同処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、同処分の取消訴訟の原告適格を有する。

(イ) 特定事業に従事する労働者について業務災害保険給付等に係る支給処分がされたことを前提として、特定事業主に対し労働保険料認定処分がされている場合、上記支給処分が取消判決等により取り消されたもの又は無効なものでない限り、労働保険料認定処分の取消訴訟において、上記支給処分の違法を労働保険料認定処分の取消事由として主張することは許されない。

この(ア)は当然であるが、(イ)は、労災認定の違法性は労働保険料認定に承継されないとする(労災認定が無効の場合だけ、保険料認定が違法となる)ものである。これでは、特定事業主は、違法な労災認定のために値上げされた保険料を争う方法がない。

(2) 代わりに、特定事業主に①の訴訟の原告適格を肯定

要するに、この平成29年東京地判は、②の訴訟において、違法性の承継なしとして、結局は争わせないこととする前提として、①-2の訴訟における特定事業主の原告適格を認めている。しかし、これは傍論である。

(ア) 行訴法9条1項の「法律上の利益を有する者」の意義について、

行訴法9条1項にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解すべきである。そして、処分の名宛人以外の者が処分の法的効果による権利の制限を受ける場合には、その者は、処分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、行訴法9条2項に定める考慮事項につき検討するまでもなく、同条1項にいう当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たり、その取消訴訟における原告適格を有するものというべきであり(最高裁平成24年(行ヒ)第156号同25年7月12日第二小法廷判決・裁判集民事244号43頁(以下「平成25年最高裁判決」という。))参照)、処分の名宛人以外の者が処分の法的効果により公課の納付義務の範囲が増大するなど直接具体的な不利益を被るおそれがある場合も、上記と同様に解するのが相当である(最高裁平成16年(行ヒ)第275号同18年1月19日第一小法廷判決・民集60巻1号65頁参照)。

10 特定事業主は、労災認定により保険料が値上げされることを防止するために、労災認定を争う原告適格を有するか

(イ) 業務災害支給処分により特定事業主の権利若しくは法律上保護された利益が侵害され又は必然的に侵害されるおそれの有無について

ここで、メリット制による保険料の増額の法システムについて説明している。

そして、特定事業主の自らの事業に係る業務災害支給処分の取消訴訟における原告適格の有無について

「特定事業においては、当該事業につき業務災害が生じたとして業務災害支給処分がされると、当該処分に係る業務災害保険給付等の額の増加に応じて当然にメリット取支率が上昇し、これによって当該特定事業主のメリット増減率も上昇するおそれがあり、これに応じて次々年度の労働保険料が増額されるおそれが生ずることとなる。」

したがって、特定事業主は、自らの事業に係る業務災害支給処分がされた場合、同処分の名宛人以外の者ではあるものの、同処分の法的効果により労働保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不利益を被るおそれがあり、他方、同処分がその違法を理由に取り消されれば、当該処分は効力を失い、当該処分に係る特定事業主の次々年度以降の労働保険料の額を算定するに当たって、当該処分に係る業務災害保険給付等の額はその基礎とならず、これに応じた労働保険料の納付義務を免れ得る関係にあるのであるから、特定事業主は、自らの事業に係る業務災害支給処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消しによってこれを回復すべき法律上の利益を有するものというべきである。」

そして、労災保険給付の不支給決定処分の取消訴訟に係る特定事業主の補助参加の利益を認めた前記平成13年最決を紹介して、「特定事業主の自らの事業に係る業務災害支給処分の取消訴訟における原告適格について前示のとおり労働保険料の納付義務の範囲が増大するおそれを基礎としてこれを肯定することは、同最高裁判決の上記の判示とも整合するものといえることができる。」と述べる。

平成29年東京高判もほぼ同様である。

これはその限りで妥当であるが、その理論的根拠について以下追加補強する。

第2 特定事業主が労災認定を争う原告適格の理論的根拠

一 準名宛人の原告適格

1 本件は準名宛人の案件

意見書を依頼された本件は、①-2の類型として、提起されている。そこで、原告適格の有無が争点になっている。それは、労災認定の名宛人は被用者であって、特定事業主は名宛人ではないからである。

たしかに、労災認定だけでは、特定事業主の権利を左右しないが、労災認定は、労働保険料に連動するので、特定事業主の権利を左右するから、特定事業主は、労災認定の名宛人ではないが、準名宛人というべきものであり、その原告適格は肯定されるべきである。この思考方法では、行訴法9条2項の考慮事項に従って検討する必要はない。

なお、保険料増額決定の段階では、労災認定の違法を争えないという②の判例を前提とする限りは、①の訴訟を許容しなければ、特定事業主には一切の権利救済手段が存在しなくなるので、違憲であることは言うまでもない。

この点で、②の違法性の承継は否定するものの、特定事業主の労災認定を争う原告適格を認めた平成29年東京地判は、傍論であるが、その限りで、妥当である。ただ、原告適格における準名宛人というものは聞き慣れない可能性があるもので、その理論的根拠について、補強的に説明する。

2 準名宛人に関する判例

原告適格は、処分の名宛人については、権利義務の範囲を形成確定することが法律上認められているものという処分の定義上（最判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁）当然認められるもので、論ずる必要がない。処分の名宛人ではない第三者についても、「権利義務の範囲を形成確定する」という、その定義に当てはまる以上は、権利を侵害されることが明らかであるので、処分性だけでなく、原告適格が認められることは明らかである。中川丈久はこれを準名宛人として明確に根拠づけた。⁽³⁾

(3) 中川丈久「取消訴訟の原告適格について(1)」(法教379号67頁以下、2012年)、

12 特定事業主は、労災認定により保険料が値上げされることを防止するために、労災認定を争う原告適格を有するか

これに対して、行政処分により認められた名宛人の行動により第三者が受ける不利益は、この定義に当てはまらない事実上のものである。したがって、それを争う「法律上の利益」が存在するかどうか争われてきた。これが原告適格論である。行訴法9条2項はこれについて考慮事項の定めをおいたが、それは処分の相手方以外の者について適用される。そして、それは、名宛人、準名宛人以外の者をいう。

処分の名宛人以外の者とは、消費者訴訟、競業者訴訟、環境訴訟等における原告である。この例では、消費者、競業者、近隣住民等は、処分により直接に不利益を受けるのではなく、処分を得た者の行動により不利益を受けるのである。たとえば、住民は電力会社に対する原発許可によって直接に影響を受けるのではなく、それに基づく原子力発電所の稼働によって事実上影響を受けるのである。原告適格の有無を行訴法9条2項の判断枠組みで検討する必要があるのはこうした場合である。

準名宛人については、処分の名宛人ではないが、法律上の効果を受けるので、処分の名宛人と同じく扱われる。実際的には三面紛争である。土地収用法上の事業認定における土地所有者、土地区画整理事業計画・再開発事業計画における土地所有者、競願の場合における許可されなかった者（最判昭和43年12月24日民集22巻13号3254頁）、公有水面埋立免許と埋立て海域の漁業権者（伊達火力発電所訴訟、最判昭和60年12月17日判時1179号56頁）、第1種市街地再開発事業における借地人に対する権利変換処分と宅地所有者（最判平成5年12月17日民集47巻10号5530頁）、不動産の差押え処分における当該財産の共有者（最判平成25年7月12日判時2203号22頁）、第二次納税義務者（最判平成18年1月19日民集60巻1号65頁）などである。

これに対し、児童遊園の認可により風営法上の営業許可を拒否されたパチンコ店が営業不許可処分の取消訴訟ではなく、児童遊園設置許可の取消訴訟を提

同「続・取消訴訟の原告適格について」『滝井繁男先生追悼論集 行政訴訟の活性化と国民の権利重視の行政へ』（日本評論社、2017年）277頁以下。

起したところ、児童福祉法は、風俗営業を営む者の利益を保護する趣旨を含まないとして、原告適格が否定された例がある（札幌地判平成20年10月3日判例自治221号65頁）。しかし、申請を拒否された者や不利益処分を受けた者は、すでに権利を侵害されているのであるから、原告適格を有するのは明らかである。風俗営業の許可は、距離制限内に児童遊園の認可がなされていないことを要件とし、後者がなされると、不許可となるのであるから、後者の認可は、児童遊園設置者に対しては受益処分であるが、風俗営業を営もうとする者にとっては不利益処分である⁽⁴⁾。

前記平成29年東京地判は、これほど詳しくはないが、先例の最高裁判決を根拠に、この準名宛人の考え方を採用したものであって、正当である。根拠は行訴法9条2項ではなく、1項であるとする点も妥当である。

これで、本設問については一応の回答が与えられたことになるが、実は本件では、原告はすでにこの考え方により主張し、被告から反論があるので、さらに、以下の説明を行う。

二 被告準備書面(5)への反論

1 特定事業主は準名宛人ではないとの被告主張への反論

被告国準備書面(5)5頁以下は、準名宛人という考え方は認めるが、特定事業主は労災保険給付支給決定の法的効果として直接に権利を侵害され、又は義務を課される者(準名宛人)には当たらないと主張する。

メリット制を介した労災保険給付支給決定の法的効果について、労災保険給付決定時には労災保険料の納付義務の範囲への影響の有無及び範囲は未確定であると述べる(8頁)。その理由として次の説明をする。

メリット増減率の算定の基礎となる3保険年度における状況次第では、メリット増減率に影響を与えないことがある(9頁)。第三者行為災害の場合もメ

(4) 阿部泰隆『行政訴訟要件論』(弘文堂、2003年)75頁、同前注1『未完の行政訴訟改革』81頁。

リット増減率に影響を与えないことがある（9頁）。メリット増減率の一定の範囲内に入っている場合には、メリット増減率に変わりはない（9～10頁）。事業が廃止され、又は分割・合併された場合には、分割・合併後の労災保険料額に影響を与えない（10頁）と述べる。

しかし、それはいずれ確定することであるから、将来のことだからと言って、法的効果が直接ではないということではできない。影響を与えないことがあるにせよ、影響を与えることもあるのであるから、労災保険給付制度が、特定事業主の権利を侵害することが100%確実ではないというだけで、相当の可能性はあるから、これをもって、準名宛人ではないとして、原告適格を否定することはできない（このことは後述五）。

2 特定事業主に労災認定に関する原告適格を認めた場合の不都合？

被告（準備書面（5）11頁）は、被災労働者から同一の業務上の事由による労災保険給付が段階的になされた場合（療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付といった段階で）、後行の労災保険給付支給決定が取り消されると、先行する労災保険給付決定も不整合処分となるが、これでは先行処分の効力は確定しない。このような不合理な事態が生ずるのは、特定事業主の労災保険料の額は徴収法19条4項の労災保険料の認定・通知によって確定し、その時点で特定事業主の労災保険料の納付義務の範囲に影響があるにもかかわらず、特定事業主の権利義務に与える影響が未確定である労災保険給付支給決定によって「直接権利を侵害され、又は義務を課される」と誤って解釈し、特定事業主に原告適格を認めることにあるといわざるを得ないと主張する。

確かに、そのような不合理は一見存在する。しかし、だからといって、誤った労災認定により保険料を増額される特定事業主には、ただ受忍せよというのでは、法治国家とは言えない。したがって、この問題の解決は、特定事業主の裁判を受ける権利を保障することを前提に工夫しなければならない。

後行処分が取り消されたとしても、先行処分はすでに確定しているのであり、被用者はその処分によって生活しているのであるから、それを取り消すことは信頼保護の原則違反となる。したがって、先行処分は不整合であるとい

う理由だけでは取り消すべきではないから、被告の指摘する不合理は存在しない。

なお、被告準備書面（5）30頁、31頁は、被災労働者に対してひとたび労災保険給付支給決定がなされたにもかかわらず、その後特定事業主の提起した取消訴訟によりその効力を失う（被災労働者が返還せざるを得ない可能性が生ずる）とすれば、法的安定性、被災労働者の保護の観点から看過しがたい結果を生ずることになると述べる。しかし、それについても、被災労働者に対する信頼保護の関係から、その取消しの効果は、被災労働者に遡っては及ばないと解すれば済む（ただし、将来の分は、支給しない）。

3 被告の立場への疑問

なお、被告の論法では、特定事業主は、保険料が増額された段階でなら、労災認定処分を争う原告適格を有するののか。おそらくはそれも否定するが、仮に肯定するとしても、それでは、労災認定処分を争う出訴期間も徒過するであろうし、期間徒過の正当事由を認めれば被用者の地位の安定が害される。やはり、保険料増額が未確定の段階でも、特定事業主には、労災認定処分を争わせ、係争中にでも、保険料が増額されないことが判明したら、その段階で訴えの利益を喪失したと解すればよい。

それとも、被告は、②の訴訟、つまりは、特定事業主は増額保険料決定の取消訴訟において、労災認定の違法を主張できる（違法性の承継を肯定）というののか。ただ、その場合には、労災認定は違法と判断されても、被用者には効力が及ばないとしないと、被用者の地位の安定が害される。これは平成29年東京地判も意識しているが、その点の理論的な困難はいまだ解明されていない。被用者は保険料取消判決自体によっては労災認定を取り消されるわけではないので、この訴訟に参加する利害関係を有するののか、検討を要する（民訴法42条、行訴法22条）。労災認定が過去の分はもちろん、将来に向かってであれ取り消されるならば、被用者が参加する必要性が生ずるが、被用者の負担はあまりにも重すぎて、妥当な制度設計ではない（ただし、この点は、別論文では、被用者の労災認定が将来に向かっては取り消されるから、補助参加の利益ありと説明

16 特定事業主は、労災認定により保険料が値上げされることを防止するために、労災認定を争う原告適格を有するか

している)。

このようにして、特定事業主には①の労災認定を争うことを認めるしかないのである。

4 準名宛人に原告適格を認めた判例と本件との異同

被告準備書面(5)12頁以下は、準名宛人に原告適格を認めた判例と本件とは事案を異にすると主張する。

滞納者との共有不動産について滞納者の持ち分が差し押さえられた場合に他の共有者の差押処分取消訴訟の原告適格を認めた最高裁平成25年7月12日判決(判時2203号22頁、判タ1396号147頁)は、差押え処分が名宛人以外の者に必然的に及ぼす法的効果に着目したものと述べる。しかし、必然的ではなくても、後述五の通り「相当程度の確実さをもって侵害」するなら原告適格を認めるべきである。

第二次納税義務に関する最判平成18年1月19日(民集60巻1号65頁)も同様である。

伊達火力発電所最判昭和60年12月17日(判時1179号56頁、判タ583号62頁)は、「行政処分の取消訴訟における原告適格は、処分の法的効果として自己の権利利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に限つて有するものというべきであるが、処分の法律上の影響を受ける権利利益は、処分がその本来的効果として制限を加える権利利益に限られるものではなく、行政法規が個人の権利利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている権利利益もこれに当たり、右の制約に違反して処分が行われ行政法規による権利利益の保護を無視されたとする者も、当該処分の取消しを訴求することができると解すべきであり、右にいう行政法規による行政権の行使の制約とは、明文の規定による制約に限られるものではなく、直接明文の規定はなくとも、法律の合理的解釈により当然に導かれる制約を含むものである」との一般論を述べて、埋立免許の申請者ではなく、埋立海面の漁業権者の原告適格を承認した。ただ、この事件は、「本件公有水面の周辺の水面において漁業を営む権利を有するにすぎない者」が提起したので、原告適格は否定

された。

被告はこれまた権利利益を直接奪われるかどうかが基準であると述べるので、これに対する批判も前記と同じである。

被告準備書面(5)16頁は、個別の労災保険給付支給決定が特定事業主の労災保険料に及ぼす影響は間接的かつ不確定的なものであるという前記の主張を繰り返して、原告が主張する労災保険料額(これに与える将来的な不利益の可能性)は、処分の法的効果によって制限を受ける権利利益とは言えないと主張する。

しかし、前掲の判例は、処分によって直接に権利を奪われる者が争った例であるので、処分の法的効果によって直接に権利利益を制限される場合に原告適格が承認されることは明白であるが、逆にそのことから、将来の不確定な不利益は原告適格の根拠とはならないという逆論法は論理的に正しくない。

三 特定事業主への権利侵害は間接的・限定的との被告主張について

1 被告準備書面(3)の主張

被告は、本件の特定事業主に対する権利侵害は間接的・限定的と主張する。その要点は次のようである。

労災保険給付支給決定の法的効果が特定事業主に直接に及ぶことはないから、原告は、形式面でも実質面でも「処分又は裁決の相手方以外の者」(行訴法9条2項)に当たる(6頁)。労災保険では、保険料負担関係と労災保険の給付関係は別個の法律関係であり、両者は法律上の直接の関係性を持たないと解されるという。ここで阿部和光論文⁽⁵⁾が引用されている。

特定事業主が、保険給付の支給の取消しを求めることは、利害関係がないという理由で認められないという解釈が実務上確立しているという(10頁)(厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課編『改訂新版 労災保険制度の詳

(5) 阿部和光「平成13年最決解説」ジュリスト平成13年重要判例解説(1224号)233～235頁。

18 特定事業主は、労災認定により保険料が値上げされることを防止するために、労災認定を争う原告適格を有するか

解』490頁、乙12)。

労災保険給付支給決定が労働保険料の額に与える影響は間接的かつ限定的なものに過ぎない(18頁以下)。

「業務災害に関する保険給付の額は、一般保険料の合理的な算定のための一つの考慮要素にすぎず、個々の考慮要素により具体的な保険料の額は増減しうる上、メリット制は、個別の労災保険給付に着目するものではない」(20頁)。

「個別の労災保険給付によって事業主が受ける影響は、労災保険率算定の過程において相当程度抽象化されており、事業主が業務起因性がないと考える個別の労災保険給付支給決定に基づく労災保険給付の支給が、いつの時点の労災保険料率にどの程度反映されたのか、又は反映されていないのか、特定することはおよそ不可能である」(21頁)。

被告(24頁)は、大阪高判平成28年11月29日(判時2377号54頁)でも、労災保険料の額は、ある特定の業務災害があったら、直ちに算出できるものではないと述べたことを有利に引用する。

2 反論

上記阿部和光論文は、①-の類型である事業主が保険料減額のために労災認定処分に関する行政訴訟(労災行訴)に補助参加して、被災労働者に対する保険者の保険給付を否定するために訴訟行為を行う事態を労災保険法は想定していない。事業主の労災行訴への補助参加は労災保険給付に関する紛争解決の公正かつ適正な手続保障にならないことは明らかであり、参加を認める法律上の利益はないと主張している。

しかし、そうすると、誤った労災認定のために保険料増額という財産権の侵害を受けた特定事業主の権利救済手段が存在しないことになる。特定事業主の補助参加を労災保険法は想定していないといわれるが、だからといって、憲法原理である財産権保障、裁判を受ける権利の保障を無視してすむことにはならない。労災保険法の想定外の事態も、同法が不備であると考えて、憲法原理に即して是正されなければならないのである。

上記の乙12は、上記の引用以上のことは述べていない。したがって、それは

厚労省がそう思い込んでいたというだけで、何らの理論的根拠も示していないものであるから、被告の主張の補強とはならない。

前記大阪高裁判決（判時2377号57頁）は、「事業主が負担する労働保険料は、当該3保険年度における保険給付の額等や賃金総額によって変動するものであって、その増減額は、ある特定の業務災害があったことから直ちに算出し得るものではない」と述べているのであって、「直ちに」は算出できなくても、ある特定の業務災害があったことから、労働保険料が増加することは認めているのである。

被告も、「労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付の額は、特定事業主の納付すべき一般保険料の合理的な算定のための一つの考慮要素になることはあるから、ある特定の保険年度の確定保険料の算定あるいは確定保険料の認定処分に一定の影響を与え得る」ことは認めている（20頁）。

そして、この一定の影響は法律的なものであるから、その額が特定できなくても、その影響を考慮すべきことは、特定事業主の財産権保障と裁判を受ける権利の関係から不可欠である。被告が、それを間接的・限定的であるとして無視することは許されない。

3 被告準備書面（4）への反論

被告準備書面（4）第1（1～26頁）は、これに続いて、この影響は間接的かつ限定的という主張を補強しているつものようである。これはメリット制確立の経緯、それが保険制度の枠内で最大限の実効化を図るための合理的なものであることを丁寧に論じているが、最後に、原告の労災保険料額の算定には変動的な考慮要素が複数介在しており、本件処分が原告の労災保険料額に与える影響は間接的かつ限定的であると主張している。

つまりは、本件処分が原告の労災保険料額に与える影響は間接的かつ限定的であるとする根拠として、原告の労災保険料額の算定には変動的な考慮要素が複数介在しておりということのようである。

しかし、保険料算定には変動的な考慮要素が複数介在していることと、その影響が間接的かつ限定的であることは別のことであり、まして、複数の考慮要

20 特定事業主は、労災認定により保険料が値上げされることを防止するために、労災認定を争う原告適格を有するか

素によるのであれ、保険料が増額算定される場合にも、裁判で争える権利侵害はないということの根拠とはならない。

4 その他の論点

(1) 関連法令であること

さらに、徴収法と労災保険法は目的を共通にする関係法令（行訴法9条2項）であることは被告（準備書面（3）28頁）も認めるところであるから、労災保険法による保険給付の保険料への影響は、間接的・限定的だとして、無視されるべきではない。

(2) 東京地判・東京高判の位置づけ

被告準備書面（3）33頁は、前記平成29年東京高判は、最高裁で確定したが、原告適格についてはあくまで違法性の承継の有無の前提として判断されたものであるなどとして、これは判例として確定したものではないと述べる。

たしかに、最高裁で理由付きで判断されたのではないので、判例として確立しているわけではない。しかし、違法性の承継を認めないとすれば、特定事業主の裁判を受ける権利の保障との関係で、本件の原告適格を認めるしかないのであるから、この判決は理論的に正当である。判例として確立していないからといって、他の選択肢があるわけではないので、この判決に従うしかないのである。

四 医療法と健康保険法の連携を理由とする医療法の勧告（警告）の処分性

1 2つの法律の連携

本件では、労災保険法による補償認定では特定事業主は直接には権利を侵害されないが、補償認定されると、労災保険法によりメリット制の定めにより保険料が増額される可能性が高いという法システムがとられている。これは2つの法律の連携による。2つの法律が連携するにせよ、法律に基づいて保険料の増額算定を行うのであるから、その影響は直接的である。

保険料増額の特定事業主に対する影響が間接的・限定的だという被告の見解は、2つの法律の相互連携を無視している。

このことについて参考になる判例があるので、以下、項目を変えて、分析して説明する。以下は、阿部著『処分性・原告適格・訴えの利益の消滅』（信山社、2021年2月刊行）105頁以下で述べたことであるが、本意見書に關係することを抜粋する。

2 医療法による減床勧告

病院を開設しようとして、医療法（7条1項）に基づいて許可を申請すると、それはいわゆる警察許可（社会の安全のための規制、需給調整などの経済的規制ではない）であるので、病床がその地域で過剰あるとしても、許可される（同条3項）。しかし、他方、医療法では、医療計画の達成の推進のために特に必要がある場合には、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院開設申請者等に対し、病院の開設、病床数の増加等に関し勧告することができる（30条の7、現在30条の11）と定められている。

そして、病床を減らせとの勧告がなされた。

3 健康保険法の申請は建物を建ててからであるが、減床勧告を受けた場合には、認められないこと

国民皆保険制度の日本では、美容整形など特殊な診療科以外の病院・医院は、保険の適用がなければ、實際上経営できない。そこで、健康保険法に基づく保険医療機関の指定を受けたいが、それは、上記の病院の開業許可とは異なり、建物を建てて人員を用意して、医療法27条の使用許可を受けてから申請することとなっており（保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令3条、厚生省令昭和32年13号）、建物を建てる前には申請できない。

そこで、建物を建ててから申請すると、健康保険法（平成10年法律第109号による改正前のもの）43条ノ3第2項は、保険医療機関等の指定の拒否事由の定めの中に、「保険医療機関等トシテ著シク不適当ト認ムルモノナルトキ」との定めをおき、昭和62年保険局長通知（昭和62年9月21日付け保発第69号）において、「医療法第30条の7の規定に基づき、都道府県知事が医療計画達成の推進のため特に必要があるものとして勧告を行ったにもかかわらず、病院開設が

行われ、当該病院から保険医療機関の指定申請があった場合にあっては、同条同項に該当するものとして、地方社会保険医療協議会に対し、指定拒否の諮問を行う」こととされていた。法律の文言では当然そうなるとは規定されていなかったが、運用はそうなのである。

そうすると、減床勧告を受けた場合には建物を建ててから、保険医療機関の指定を申請しても拒否される。それから裁判を行っても、勝訴するとは限らないから、建物建設費や人員の準備などの莫大な損害が生ずるリスクが大きい。したがって、建物を建てる前に、保険の指定拒否事由を除去しておく必要があるのである。

しかし、下級審の多くは、減床勧告は行政指導に過ぎず、実際に保険医療機関の指定が拒否されてから争うべきだという考え方で、訴えを門前払いしたが、下記の福岡高判平成15年7月17日（判タ1144号173頁判例自治249号27頁）が明確に処分性を認め、次の最高裁判決に結実した。

4 最判平成17年7月15日

「医療法及び健康保険法の規定の内容やその運用の実情に照らすと、医療法30条の7の規定に基づく病院開設中止の勧告は、医療法上は当該勧告を受けた者が任意にこれに従うことを期待してされる行政指導として定められているけれども、当該勧告を受けた者に対し、これに従わない場合には、相当程度の確実さをもって、病院を開設しても保険医療機関の指定を受けることができなくなるという結果をもたらすものということができる。そして、いわゆる国民皆保険制度が採用されている我が国においては、健康保険、国民健康保険等を利用しないで病院で受診する者はほとんどなく、保険医療機関の指定を受けずに診療行為を行う病院がほとんど存在しないことは公知の事実であるから、保険医療機関の指定を受けることができない場合には、實際上病院の開設自体を断念せざるを得ないことになる。このような医療法30条の7の規定に基づく病院開設中止の勧告の保険医療機関の指定に及ぼす効果及び病院経営における保険医療機関の指定の持つ意義を併せ考えると、この勧告は、行政事件訴訟法3条2項にいう『行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為』に当たると解する

のが相当である。後に保険医療機関の指定拒否処分の効力を抗告訴訟によって争うことができるとしても、そのことは上記の結論を左右するものではない。

したがって、本件勧告は、行政事件訴訟法3条2項の『行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為』に当たるといふべきである。」(民集59巻6661頁、判時1905号49頁)

最高裁は、勧告を無視すれば、「相当程度の確実さをもって、病院を開設しても保険医療機関の指定を受けられないという結果をもたらす」が、国民皆保険制度の下では、「保険医療機関の指定を受けることができない場合には實際上病院の開設を断念せざるを得ない」から、医療法に基づく病院の中止勧告が健康保険法による保険医療機関の指定に及ぼす効果及び病院経営における保険医療機関の指定の持つ意義を考えると、この勧告は処分に当たると解釈したわけである。勧告と保険医療機関指定拒否との連動性のほか、おそらくは国民皆保険制度の下で病院開設をしてから争うことのリスクの大きさという、法制度の仕組みを背景に(この点は次の高裁判決では明確に指摘されている)、処分性を認めたものである。

5 争訟逃れの法システムへの対処

コメントすると、健康保険法上の指定が拒否されてからの事後の救済に任せべきだという従前の下級審の考え方では、指定拒否が適法とされると、国民皆保険制度の下では病院開設に要した巨額の投資が灰燼に帰すから、ハイリスクである。したがって、指定拒否が違法と思えば争うことができるといわれても、實際上無意味であり、実際、それまでは、争った例はないといわれていた。これでは、違法な指定拒否に対する裁判を受ける権利が画餅に帰す。これは「争訟逃れの法システム」である。したがって、憲法上、実効的な救済策をつくるべきである。その方法として、建物を建てる前に、医療法の中止・減床勧告・警告を受けた段階で争わせて、将来の保険医療機関の指定拒否を防止することが合理的である。しかも、事後でもどうせ争われる制度をおくなら、早期に争わせる方がより合理的である。そのために、勧告・警告段階での訴訟を適法と認めるべきである。この判例は妥当である。

24 特定事業主は、労災認定により保険料が値上げされることを防止するために、労災認定を争う原告適格を有するか

6 本件の考察

このように、2つの法律の連係プレーによる不利益処分の場合、一つの法律を見れば、処分性を肯定できなくても、両者の連携という法システムを見れば、処分性が肯定される。本件では、原告適格の有無が論点であるが、処分性も原告適格も、広い意味では、訴えの利益に関することであり、訴訟要件であるから、この判決の考え方は、本件にも適用されるべきである。すなわち、労災保険法と徴収法を合わせてみれば、特定事業主は労災補償の認定に関して、準名宛人というべきである。被告の見解は、保険料の定めが、労働保険法と徴収法という二つの法律にまたがっていることをいいことに、争訟逃れをしようとしているのである。

五 「必然的に侵害」から「相当程度の確実さをもって侵害」へ

1 はじめに

本件では、労災保険法に基づく労災認定が特定事業主に課される労災保険料の算定に当然に連動するかが争点とされている。被告は影響があることを認めつつ、額が当然に決まるものではないとして、間接的・限定的影響であるから、原告適格はないと主張している。

しかし、原告適格を肯定するには、必然的とか額の確定は不要であり、「相当程度の確実さ」をもって影響を受ければ十分である。この点について参考となる最高裁判例を挙げる。

2 前記最判平成17年7月15日

医療法に基づく減床勧告の処分性を認めた前記最判平成17年7月15日は、保険医療機関の指定がなされないことになってから争うことはハイリスクであり、實際上経済的に不可能であるので、「相当程度の確実さをもって」この指定がなされないことで処分性の根拠として十分と判断した。

これを詳しく説明すると、この事件当時は、医療法上の減床勧告がなされても、「その他保険医療機関・・・として著しく不相当と認めるもの」に該当するかどうかの判断が必要がある。通達上はそれに当たるとされていたが、法的にそ

うなるとは決まっていなかった。そこで、処分の要件としての最終性を満たさないのではないかという疑問が出されている。しかし、それは形式論理の最たるものである。実は、減床勧告を受けたが従わない者に対して保険医療機関の指定をしないとの通達が出されており、行政実務的には100%指定されないののである。それでは、建物を建てては大損害だから、親切にそのことを教えようというのが医療法の減床勧告である。

いずれにせよ、国民皆保険制度の下で保険医療機関の指定を受けられなければ病院経営は成り立たず、厚労省は、減床勧告に従わなければ保険医療機関の指定をしない方針を明確に打ち出しているのであるから、権利救済制度を発動すべき時期にあるのである。

処分性を肯定するためには、法的に絶対的に最終であることを要求すると、100%最終でなければ争えず、10%でも最終にまでに至らない可能性があれば、残りの90%は救済されない不合理がある。最終性をそんなに厳格に考えてはかえって権利救済を阻害する。「相当程度の確実さをもって」という本判決はこの点で先例となるべき重要な判断をしたものである。

なお、最判も述べる通り、平成10年法律第109号による改正後の健康保険法43条ノ3第4項2号は、医療法30条の7の規定による都道府県知事の勧告を受けてこれに従わない場合には、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて保険医療機関の指定を行うことができる旨を規定するに至った。これは行政手続法違反を解消しようとするものであるとともに、医療法の減床勧告と保険医療機関の指定拒否の連携は単なる事実上のものではなく法的なものとしたものである。この制度の下では、減床勧告は、次の不指定の要件とされているのであるから、不指定を待たず、明確に処分として構成されるに至った。

この法改正前の最判の事件の場合、この連携は法的には確実なものとして構成されていなかったのもので、減床勧告が処分であるかどうかの問題とされたわけである。

最高裁は、指定がなされないことになってから争うことはハイリスクであり、實際上経済的に不可能であるので、「相当程度の確実さをもって」この指定

26 特定事業主は、労災認定により保険料が値上げされることを防止するために、労災認定を争う原告適格を有するか

がなされないことで処分性の根拠として十分と判断したのである。新しい処分概念ではあるが、権利救済の実効性を保障する法創造と解される。

3 最大判平成20年9月10日

判例を変更して、土地区画整理事業計画の処分性を認めた最大判平成20年9月10日(民集62巻8号2029頁、判タ1280号60頁、判時2020号21頁、判例自治310号67頁)は、「一定の限度で具体的に予測することが可能になる」として、(仮)換地処分を受けるべき地位に立たされる、直接的な影響が生じる、施行地区内の宅地所有者等の法的地位に変動をもたらすものであって、抗告訴訟の対象とするに足りる法的効果を有すると判断した。

原告適格に関する判例の定式は、「当該処分により自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり」であるが、これでは、90%侵害されるときでも原告適格が認められない不合理がある。原告適格の基準もこれに倣って、「一定の限度で具体的に予測することが可能になる」ことに変更すべきである。

4 最判昭和43年12月24日

これは、競願関係における訴訟の対象について判示した12チャンネル事件として有名な判例である(民集22巻13号3254頁)。それは「甲および乙が競願関係にある場合において、甲の免許申請が拒否され、乙に免許が付与されたときは、甲は、乙に対する免許処分の取消訴訟を提起することができるほか、自己に対する拒否処分のみ取消訴訟を提起することができる。」というものであるが、そのほかに、「いずれの訴えも、自己の申請が優れていることを理由とする場合には、申請の優劣に関し再審査を求める点においてその目的を同一にするものであるから、免許処分の取消しを訴求する場合はもとより、拒否処分のみ取消しを訴求する場合にも、上告人による再審査の結果によつては、訴外財団に対する免許を取り消し、被上告人に対し免許を付与するということもありうるのである。

したがって、論旨が、本件棄却決定の取消しが当然に訴外財団に対する免許の取消しを招来するものでないことを理由に、本件訴えの利益を否定するのは

早計であつて、採用できない。」

ここでは、「ありうる」、「当然に」という言葉が用いられており、自己に対する拒否処分¹の取消の結果、訴外財団に対する免許が当然に取り消されるものではなくても、取り消されることがありうるだけで、訴えの利益が認められている。

5 本件の場合

本件の場合、労災認定が保険料算定に対して及ぼす影響は、「当該処分により自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり」にはならないとしても、少なくとも、「相当程度の确实さをもって」侵害されるおそれがある。したがって、①の訴訟における特定事業主の原告適格を否定することは許されない。

なお、被告は、準備書面(3)で、事業主が業務起因性がないと考える個別の労災保険給付支給決定に基づく労災保険給付の支給が、いつの時点の労災保険料率にどの程度反映されたのか、又は反映されていないのか、特定することはおよそ不可能である(21頁)と主張するが、そうであるとすれば、特定事業主は労災保険料決定の取消訴訟でも、その違法を証明するのは至難であるから、被告の主張に反して、①の訴訟を適法とするしかない。

また、被告は(24頁)、一般保険料の額は、ひとりメリット制の適否により増減するのではないと主張するが、それでも、メリット制の影響を大きく受ける以上は、それに対する裁判を許さなければ、裁判を受ける権利を侵害する。

六 補助参加の利益と原告適格の関係

1 補助参加の利益があれば、原告適格も認められること

最判令和6年7月4日は、最決平成13年に言及しないが、それも原告適格の根拠となることをここで補強する。

補助参加の利益は「訴訟の結果について利害関係を有する」(民訴法42条)ことであり、行訴法9条1項の定める原告適格の判例上の基準は、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害され

るおそれのある者をいう」とされる（最判昭和53年3月14日民集32巻2号211頁、最判平成4年9月22日民集46巻6号1090頁）。ただし、本当の判例は、前記の通り、「必然的に侵害」から「相当程度の確実さをもって侵害」へ緩和されている。

文言上は前者の方が少し広いように見えるが、⁽⁶⁾しかし、そのことのゆえに、①の訴訟における特定事業主の原告適格を否定することはできない。

補助参加人は他人間の訴訟において自己の権利を主張するので参加という形をとるだけで、そもそも、従たる当事者又は準当事者といわれる。それにもか

(6) 民訴法42条の「訴訟の結果」については、かつては、訴訟物たる権利または法律関係について判決主文で示される判断を指すとの見解が通説的であったが、近時は判決理由中の判断も含める見解が有力である。しかし、法律上の利害関係がいかなる場合に認められるかについては統一的な判断はないようである。貝阿彌誠＝佐藤卓「平成13年最決解説」判タ1096号（2002年）162頁（平成13年度主要民事判例解説）、手塚和彰「平成13年最決解説」ジュリスト1220号（2002年）141頁、松村和徳・私法判例リマークス（法律時報別冊）25号（2002年）118頁、濱田陽子・法政研究69巻1号（2002年）161頁、岩村正彦・別冊ジュリスト227号（2016年）142頁〔社会保障判例百選第5版〕、福本知行「不当労働行為救済命令に関する訴訟における第三者の訴訟参加（2）：補助参加の利益をめぐる各論的研究（1）」金沢法学53巻2号（2011年）123頁などに詳しい。

平成13年最決における補助参加の利益を肯定した点については、岩出、岩村、松村は賛成している。

労災認定取消判決の「訴訟の結果」は何か。労災保険金が被用者に支払われないということである。しかし、雇用主は、これには利害関係を有しない。それだけでは、雇用主は補助参加の資格を有しない。

思うに、労災認定取消判決は、労災認定の違法を中核とする。これは、単なる種々ある理由中の判断ではなく、主文で確定された判断である。実際、違法性の判断には既判力が及ぶとされている。そして、労災認定が違法と確定すれば、その保険金支給額は、労災保険料算定の根拠とならない。したがって、雇用主は、労災認定が違法とされたという訴訟の結果について利害関係を有するのである。

そうすると、「訴訟の結果」の利害関係が、判決の理由中に及ぶか、事実上のものにも及ぶかという論争は、本件には影響を及ぼさない。

かわらず、補助参加ではなく、自ら当事者として訴訟を提起する時には、原告として権利利益を侵害される必然性がないとして原告適格を否定する（補助参加は認めるが原告として訴訟を提起するのは許さない）とすれば、少なくとも本件の場合には矛盾である。そうすると、この最判は、次々年度以降の保険料が増額される可能性があることを理由に、当該事業の特定事業主が、労災保険の給付又は不支給決定に関する訴訟を提起する原告適格を有すると解することを認めたものというべきである。この点に関する前記東京地判平成29年1月31日の指摘は正当である。

2 本件の利害関係は事実上のものではなく、法的なものであること

なお、補助参加の利害関係は、法的利益であり、事実上のものでは足りないが、被告は、事実上のものでも認められることがあるとし、第1の3で述べた平成13年最決は、事実上の影響をもって補助参加の利益があったとしたものであるという（被告準備書面（3）34頁、同準備書面（5）17頁）。

その理由は、労基署長が敗訴すれば、事業主はその取消判決の拘束力によってその負担すべき徴収法に基づく保険料が増額される可能性があるという、事業主の地位の決定に参考とされるおそれ（事実上の影響）をもって補助参加の利益があったとしたものである。

しかし、労基署長敗訴判決の拘束力によって保険料が増額されるのであり、その可能性は無視できるようなものではなく、一定の算式によって算出されるのであるから、単なる事実上のものではなく、法的なものと同様に評価するしかない。

さらに、平成13年最決は、その文言においても、事実上の利益でも参加の利益を認めたものではなく、「法律上の利害関係を有する」ことを理由としたものである。

そうすると、平成13年最決は、原告適格の根拠となる法律上の利益をも認めたものである。もし、補助参加の利益は法的な利益の存在を理由に肯定するが、原告適格を否定するとすれば、その論理は何なのか、想定することはできない。

なお、被告準備書面（3）36頁において、昭和36年東京地判に言及するが、それは本件とは関係がなく、被告の主張の根拠とならないことは冒頭で説明し

30 特定事業主は、労災認定により保険料が値上げされることを防止するために、労災認定を争う原告適格を有するか

た。同じく被告準備書面(3)36頁で根拠とされる阿部和光論文については、上記第2の三2で反論している。

第3 保険料認定取消訴訟との関係

1 ②の訴訟において違法性の承継を否定する場合

労災保険料を巡る訴訟としては、前記の通り、①労災認定を巡る訴訟のほかに、②労災保険料の取消訴訟がある。後者については、前記の平成29年東京地判によれば、違法性の承継が認められないのであるから、實際上特定事業主の権利救済手段たりえない。そうすると、残るは、②労災認定を巡る訴訟であるから、特定事業主の裁判を受ける権利を侵害しないためには、これを許容するしかない。

2 労災保険法は特定事業主の出訴を予定していないとの被告主張の違憲性
被告準備書面(5)24頁は、労災保険法は、被災労働者等の損失を迅速に補填するとともに、保険給付を行政法上の公定力にかからしめて法的な安定性を担保し、もって労働者等を保護する見地に立つ、換言すれば、労災保険法は、保険給付決定の手続きに事業者を直接関与させないことによって、労働者の損失を迅速に補填するとともに、ひとたび同決定がなされた場合には、事業主にもその適否を争わせないことによって労働者等を保護することを予定しているという。

ここで、公定力とは何か、意味不明である⁽⁷⁾が、それはともかくとして、労災

(7) 公定力とは、今日の学説の多数では、排他的管轄などと称される。行政処分を争う訴訟は行政訴訟(抗告訴訟)に限られ、民事訴訟では争えないという趣旨である。単に救済ルートが抗告訴訟に限定されているというだけのことである。特定事業主の訴訟を認めないといった趣旨はない。そのことから法的な安定性は担保されない。法的な安定性は出訴期間によるが、それは不可争力と称し、公定力とは関係がない。

『追加』第二次納税義務に関する最判平成18年1月19日については、阿部『行政法解釈学Ⅱ』(有斐閣、2009年)181頁。

保険法だけを見れば、事業主を関与させず、迅速に労働者を保護する制度だと理解してもよい。しかし、徴収法によりメリット制が導入されており、労災保険の認定により特定事業主の負担すべき労災保険料が値上げされる可能性が高くなる。その制度の下では、特定事業主に何らかの救済手段を用意しなければならないのは憲法（29、32条）上の要請である。そこで、①か②かの少なくともいずれかの訴訟制度が用意されなければならない。被告の見解は、労災保険法だけを見て、憲法を見ないものである。公定力なる理論は憲法上の裁判を受ける権利を無にする効力があるわけではない。

3 特定事業主は労災保険料率の設定を争えないとの被告の見解は違憲

被告準備書面（5）26頁は、労災保険料率の設定について事業主が争うことは予定されていないという。

しかし、何度も述べるが、不利益処分については裁判を受ける権利が憲法上

〔追記〕

本稿は、主に、①-2訴訟における事業者の原告適格の根拠を行訴法9条1項に求めた。東京高判令和4年11月29日も同様である。斎藤浩「労災業務上認定に対し使用者が起こす取消訴訟の原告適格について」立命館法学 395号（2021年）20頁以下は主に9条2項に求めている。

別論文は、最高裁令和6年7月4日判決を批判したものであるが、①の訴訟も、②の訴訟もいずれも適法であるとの理論構成をしている。

また、①-2の訴訟における補助参加については、本稿と重複するが、説明した。

国の上告受理申立理由書（令和5年2月6日）は、行訴法9条1項説に反対し、2項の問題だとする。しかし、それでも、労災保険法は、雇用主の経済的利益を保護しておらず、その原告適格は認めないという。

また、9条1項説については、本稿で述べた国の主張を繰り返している。

被災労働者の労災支給処分が雇用主の訴えにより根底から覆されては、労働者の保護の観点から看過しがたいという。しかし、それは、雇用主の利害に関係がないので、労災支給処分の違法を確認するだけで過去の分は取り消されないと解釈すれば済む。ここに根本的な誤解がある。そして、厚労省の検討会が、労災保険認定処分の取消訴訟において、労災認定の違法の主張を認めた以上、労災認定取消訴訟における雇用主の原告適格を認める必要はないとする。これも別論文で反論した。以上

32 特定事業主は、労災認定により保険料が値上げされることを防止するために、労災認定を争う原告適格を有するか

保障されているのであるから、不利益処分でも争えないという制度設計であれば、それ自体違憲である。

こうして、被告の主張によれば、特定事業主は①、②のいずれでも争えないということになる。それは明白に違憲である。

しかも、被告準備書面（5）28頁は、メリット制の存在により事業主が支払うべき労働保険料は、増額する場合はあるものの、その負担の増加は、最大で年額賃金総額の0.2%弱の金額について3年分に限られているので、事業主の経営基盤を失わしめるほどの損害を与えるものとは通常は考えられないことからしても、徴収法は、メリット制が適用される事業主において個別の労災保険給付支給決定の適否を争うことを予定していないと述べる。

しかし、1円訴訟も許容されているのである（最判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁、在日韓国人の日本語読み訴訟）。0.2%であれ、金額としては企業によっては、数百万円、数千万円となる。これについて、法律が特定事業主の訴訟を予定していないとすれば違憲であるから、合憲となるように解釈しなければならないのである。

この点東京高判令和4年11月29日は認めた。

4 ②の訴訟において違法性の承継を認める場合の①の訴訟への影響

最高裁令和6年7月4日判決は、①の訴訟の原告適格を否定する代わりに、②の訴訟における違法性の承継を認めたが、②の訴訟で違法性の承継が認められても、①の訴訟の原告適格が否定されるべきではない。このことは本論文及び別論文で説明した。